

平成25年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第218回定例会 10月31日開会

10月31日閉会

第 2 1 8 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日（木曜日）

出席議員(18名)

1番 保科 惣一郎 君	2番 佐藤 英雄 君
3番 佐藤 正友 君	4番 谷津 睦夫 君
5番 佐藤 長成 君	6番 馬場 勝彦 君
7番 村上 満 君	8番 管原 研治 君
9番 秋山 昇 君	10番 佐藤 貴久 君
11番 斎藤 万之丞 君	12番 吉野 敏明 君
13番 加藤 克明 君	14番 舟山 彰 君
15番 大浪 俊憲 君	16番 大宮 博吉 君
17番 海川 正則 君	18番 佐藤 吉市 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

理事長 風間 康静 君	理事長職務代理者 滝口 茂 君
理事 大友 喜助 君	蔵王町副町長 齋藤 俊一 君
理事 梅津 輝雄 君	理事 伊勢 敏 君
理事 佐藤 英雄 君	理事 小山 修作 君
理事 保科 郷雄 君	助役 岩間 利裕 君
教育長 佐藤 隆夫 君	監査委員 佐藤 長壽郎 君
会計管理者 倉繁 敏行 君	総務課長 佐藤 克也 君
企画財政課長 阿部 和之 君	滞納整理課長 木村 洋 君
介護保険課長 佐藤 直之 君	業務課長 加藤 弘一 君
消防長 大松 敏二 君	次長 穴戸 克美 君
管理課長 佐藤 義信 君	消防課長 咲間 定実 君
教育次長 岡田 定一 君	業務課技術補佐 阿部 直樹 君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤 正俊 君	書記 佐藤 盛一 君
--------------	------------

議事日程

平成25年10月31日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 第17号議案 教育委員会委員の任命について
- 第 6 第18号議案 仙南地域広域行政事務組合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 第 7 第19号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第20号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 第21号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)
第22号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)

午前11時36分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

第17号議案 教育委員会委員の任命について

第18号議案 仙南地域広域行政事務組合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

第19号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第20号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

第21号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

第22号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

午前10時 開会

○議長（海川正則君） おはようございます。

これより、第218回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

只今の出席議員は全員で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめ配付しておりました議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海川正則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により、議長において、7番村上満君、13番加藤克明君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海川正則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本日の定例会の会期は、議会運営委員会、協議の結果、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（海川正則君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成24年度の教育に関する事務の点検評価の結果報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承お願いいたします。

続きまして、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。おはようございます。本日ここに、第218回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

し報告したいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた損害の賠償請求についてであります。今回請求したのは、平成23年度分で、測定用の機器購入費や測定委託料、埋立地区画整備工事請負費、汚泥の焼却費用などが含まれ、合計で1,351万895円であります。また、時間外勤務手当が6万数千円ほどありますが、これは東京電力の賠償の認定基準に合致しないため、今回の請求からは除いております。今後、県及び県内の状況を見ながら、連携を取って請求して参りたいと考えております。なお、本件の歳入補正については、12月の補正予算にて措置いたす予定であります。

次に、平成25年度全国自作視聴覚教材コンクールの結果についてであります。今年度は、全国から106作品の応募があり、当教材センターからは5作品を応募しております。このうち、小学校の部門でビデオ作品、船岡用水と六沼干拓が入賞いただきましたが、制作者は、柴田町立東船岡小学校の●●●●教諭であります。当教材センターでは、応募した他の4作品と併せて貸し出し出来る体制を整え、活用を図って参ります。以上、御報告申し上げます。

日程第4 一般質問

○議長（海川正則君） 日程第4、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、2名であります。通告順に発言を許します。12番吉野敏明君、登壇願います。12番吉野敏明君。

○12番（吉野敏明君） 皆さん、おはようございます。通告1番、議席番号12番、吉野敏明であります。議長のお許しを得ましたので、大綱2項目、一般質問させて頂きたいと思ひます。

先ず1項目目、消防本部の管理体制について。

我が国においては、全国どこでも大規模地震が発生する可能性があると共に、実際に東日本大震災を始めとする地震や風水害等の自然災害が頻発していることは御承知のとおりであります。こうした災害等に揺るがない安全社会を構築するためには、消防防災、危機管理体制の強化をすることが必要であることは、東日本大震災を経験した当組合としても認識しているものと思ひます。消防組織の定数については条例で206名と定められていますが、以前に理事長から、先ずは条例定数の人員を確保したいとの答弁があったと記憶しております。私は仕事柄、仙南広域管内の消防署へよく行きますが、消防検査や消防訓練等については、明け番の署員が行くケースが多く見られます。現状はどのように運用しているのか伺ひます。

また、先程も述べたとおり、私は仕事柄、他の消防本部へもよく行きますが、本部の

管理体制について、他の消防本部は予防課長及び警防課長の体制をとっているのが多いように思われます。当組合では、どのような管理体制となっているのか伺います。併せて、他の 11 消防本部はどのような体制をとっているのかも伺いたいと思います。

大綱 2 項目目、自主防災組織について。

仙南地域広域行政事務組合 10 か年財政計画には、自主防災組織の設置を促進するとともに、防災リーダーの育成を図り、地域防災力の強化に努めるとあります。自主防災組織の必要性については、東日本大震災を経験したことからも疑う余地は無いものでありますが、仙南広域として、どのように関わり、どのような指導をしていく考えなのか。

また、各市町の自主防災組織の設置状況はどのようになっているのか伺います。以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。はい。吉野敏明議員から御質問のありました、大綱 1 項目目の消防本部の管理体制について、また、大綱 2 項目の自主防災組織については、消防分野の実務的な事項ですので、消防長より答弁をいたさせます。

○議長（海川正則君） はい、消防長。

○消防長（大松敏二君） はい。それでは、理事長の命により、吉野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、大綱 1 項目、消防本部の管理体制についての 1 点目、消防検査や消防訓練等の対応の現状についての御質問であります。消防検査及び消防訓練の実施状況であります。消防検査については、防火対象物に設置が義務付けられている自動火災報知機、屋内消火栓、スプリンクラー設備や工場及びガソリンスタンド等の危険物施設の工事に係る検査などがあり、平成 24 年度中は 1,256 件の検査を実施しております。また、消防訓練については、防火対象物で実施する消防訓練や、市町や各行政区からの要請に基づき実施する地域住民を対象にした自主防災組織等の訓練の側面的支援があり、平成 24 年度中は 908 件の訓練指導を実施しております。これらの消防検査や消防訓練については、定数外扱いとなっている職員を除き 203 名で、地域住民の安全・安心を確保することを最優先として、各署所における勤務体制を、本署にあっては 8 名から 9 名、各出張所にあっては 5 名、七ヶ宿出張所にあっては 3 名とし、火災対応、救急対応に万全を期す体制としていることから、議員御指摘のとおり、ほとんど非番職員で対応せざるを得ない現状であります。

次に、大綱 1 項目の 2 点目、他の消防本部では予防課、警防課の体制をとっているが、当組合の管理体制はどうなっているのか。また、他の 11 消防本部はどのような体制になっているかとのご質問であります。現在の当消防本部の管理体制については、予防業務と警防業務を合わせて、消防課において、一括して業務を行っております。他の県内 11 消防本部の体制であります。議員御指摘のとおり、全ての消防本部において予防課と

警防課に分離した体制となっております。当消防本部の予防業務は、約 5,000 の防火対象物と約 950 の危険物施設に対し、防火対象物に係る防火管理や消防用設備等の指導及び規制、危険物関係の許認可事務、更には、平成 12 年度から液化石油ガス、平成 14 年度からは火薬類取締法に基づく事務が県から権限委譲されるなど、業務範囲が拡大し、事務処理量が増大するとともに、専門性が増しております。また、警防業務は、火災、救助、警戒など多様化する各種災害に対応するための訓練指導を始め、緊急消防援助隊に関する調整、消防車両及び各種資機材の整備、救急救命士に対する各種研修や指導助言、医療機関との連絡調整など、多種多様にわたる業務を担っております。このように、予防業務と警防業務は、その業務内容が異なっており、それぞれの事務量も増大していることから、他消防本部同様に当消防本部においても、消防課を予防課と警防課に分離する組織改正について、検討課題の一つであると考えているところであります。

次に、大綱 2 項目、自主防災組織についてで、自主防災組織と仙南広域との関わり、また、各市町の自主防災組織の設置状況はどのようになっているのか。との御質問であります。自主防災組織につきましては、各構成市町がそれぞれの地域防災計画に基づいて取り組んでいるところであり、この各構成市町の取り組みを側面から支援することが広域消防としての役目であります。このことから、消防大学校の自主防災指導者養成コースに入校させ、その職員が他の消防職員を自主防災指導者として育成し、各地域の自主防災組織に対する指導を行い、構成市町の住民の防災意識の向上や設置率の向上に努めているところであります。また、圏域内の自主防災組織の設置状況であります。柴田町の 100 パーセントをはじめ、大河原町の 90.4 パーセント、白石市の 83 パーセントなど、圏域内 453 行政区のうち 321 の行政区で自主防災組織が設置されており、圏域内の設置率は 70.8 パーセントとなっております。設置率の低い市町もありますが、地域における事情もありますことから、今後とも構成市町と密接に連携を取りながら、設置率の向上に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（海川正則君） 12 番吉野敏明君の再質問を許します。

○12 番（吉野敏明君） はい。答弁ありがとうございました。それでは追質問をさせていただきます。先程の答弁ですと仙南広域を除く、他の 11 消防本部については、予防課長、警防課長の体制をとっていることがよく分かりました。岩沼消防本部、亘理消防本部などは 50 名程度の消防本部にも関わらずですね、予防課長、警防課長の体制をとっていると私も認識しておりました。また、我が国においては、大きな火災事故がある度に、消防法や施行令の改正が行われます。それに伴い、先程答弁にあったように、査察や指導等の予防、警防業務が繁雑していることは、繁雑すると思慮いたしますので、消防課長が予防、警防業務を兼務するには難しいと判断するのであれば、当消防本部においても地域住民の安全安心を確保するため、増員計画と共に予防と警防を分離して、体制強化を是非、図って頂きたいと私は考えております。先程の答弁ですと、組織改正

については、検討課題の一つであると、考えているという答弁であったかと思いますが、再度、その体制強化の考え方とですね、増員計画、そして組織改正の時期をいつ頃として考えているのか、その考え方を答弁して頂きたいと思います。

○議長（海川正則君） はい、消防長。

○消防長（大松敏二君） はい。只今の吉野議員の御質問にお答えさせていただきます。議員御指摘のとおりですね、予防業務は現在、繁雑化しているのは間違いございません。と言うのは、やはりこの違反処理等におきまして、最後まで、要するに告発までもっていった指導しろというのが、現在の国の方針でございます。このため、これからの予防業務は専門化、それから高度化していかなければならないというふうに私は考えております。一方ですね、警防業務につきましては、御承知のとおり毎年、この各種災害の多種多様化ということで、それに対応していかなければならない。簡単に申しますと、予防業務は災害の予防、警防業務は災害を、各種災害に対応する業務と。全く違う業務を現在、私共の消防本部は一括処理してるわけでございますので、これはやはり、分離して処理するのが妥当だろうというふうに思っておりまして、理事会の方にもですね、この組織改正を近いうちにお願いしたいというふうに考えているところでございます。それから、増員計画とそれから組織改正をいつ頃やるのかというような御質問でございますけれども、増員計画につきましては、現在、助役、それから総務課長と一緒にですね、計画を練っているところでございます。これから各市町の財政担当課長、それから消防担当課長と会議を開きまして、その中でその増員計画を御説明して、そして、その後、理事会の方に御提案をさせて頂きたいというふうに考えているところでございます。それで、いつ頃かということでございますけれども、1日も早い、この改正、条例定数の改正。それから組織改正をお願いしたいというふうに考えているところでございますが、私といたしましては、できればですね、今年度中にお示ししたいなあというふうには考えておりますので、どうか御理解を頂きたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（海川正則君） 12 番吉野敏明君。

○12 番（吉野敏明君） はい。答弁ありがとうございました。何度も繰り返しになりますが、地域住民の安全安心を確保するためにもですね、是非、消防体制の強化と共に増員計画を早急に図って頂ければと思います。大綱 2 点目の自主防災組織については、圏域内で約 70 パーセントも設置されているということをお聞きしました。当村田におきましては、そこまで、まだ自主防災組織は設置されていないわけなんですけど、今後もその自主防災組織の設置率向上に努めて頂くと共に、広域としてそれぞれの自治体、あるいは自主防災組織に対して、助言、指導して頂くことを強く要望いたしまして、一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

○議長（海川正則君） はい。以上で、12 番吉野敏明君の一般質問を終わります。次に、2 番佐藤英雄君の登壇発言を許します。2 番佐藤英雄君。

○2 番（佐藤英雄君） はい。議席 2 番の佐藤英雄でございます。それでは、早速質問させていただきますと思います。長期応援出動体制及び緊急消防援助隊について、質問させていただきます。

東日本大震災から、2 年 7 ヶ月が過ぎておりますが、国を上げて復旧復興に取り組まれているものの、沿岸部では、未だに仮設住宅に多くの住民が住まわれており、居住移転先の問題、資材やマンパワー不足により、思うように進捗していない状況であります。

また、福島第一原子力発電所からの汚染水流失で、漁業にも大きく影響を受けておりますので、一日も早い対策と解決を願うものであります。

さて、福島第一原子力発電所事故に伴い、国からの要請により東京消防庁のハイパーレスキュー隊が死を覚悟で対応したと報じられています。また、新潟県南魚沼市のトンネル爆発事故でも、新潟市消防局のハイパーレスキュー隊が救助活動を行っております。

そこで次の点について伺います。

1. 内閣府の作業部会は、本年 5 月に南海トラフ巨大地震対策の最終報告をまとめました。規模的には、東日本大震災の 13 倍、阪神大震災の 23 倍に相当し、死者数は最大で 32 万超、被害総額も 220 兆円超の被害になると予想しています。また、東京都が昨年 4 月に公表した首都直下型地震の被害想定においても、死者は最大約 9,600 人、建物約 30 万棟が全壊や焼失するとされています。当組合では、このような災害に備えるとして、平成 24 年度の施政方針の中で長期応援出動体制を整備するとともに緊急消防援助隊等を実施するとの方針が述べられました。

そこで、1 点目の質問であります。この長期応援出動体制の整備については、既に 1 年 8 ヶ月経過しようとしている中で、どの程度進められているのか伺います。

また、2 点目として、そのような災害が発生した際に緊急消防応援隊の要請があれば、当然、当消防本部からも出動することになるのかと思いますが、これを伺いたと思います。以上で、一般質問とさせていただきます。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。佐藤英雄議員の御質問については、消防分野の実務的事項でございますので、消防長より答弁をいたさせます。

○議長（海川正則君） 消防長。

○消防長（大松敏二君） はい。それでは、理事長の命によりまして、佐藤英雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、長期応援出動体制の整備についての御質問であります。東日本大震災において、甚大な被害を受けた名取市、岩沼市、亘理・山元町に対し、当組合消防本部からは宮城県広域消防相互応援協定に基づき、震災当日より 43 日間にわたり、82 隊 280 名の消防職員を派遣いたしました。この応援活動により、長期応援出動体制を整備する必要性を認識したことから、平成 24 年度の施政方針に長期応援出動体制の整備を掲げたもの

であります。長期間の応援に対応するため、平成 24 年度から、冬期間対応エアーテントや寝袋、隊員用の活動食等に加え、津波災害に対応するため、ボート用船外機や作業用胴長、ドライスーツ、油圧式救助器具などの充実整備を図って参りました。更に、総務省消防庁から人員輸送用のマイクロバスを無償貸与され、応援出動時における後方支援等に充分活用できる体制が整えられてきているものと考えております。

次に、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が発生し、要請があれば当消防本部も出動するののかとの御質問であります。緊急消防援助隊としての当消防本部の出動体制については、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などの大規模災害が発生し、消防庁長官から出動要請があった場合、総務省消防庁から示されている緊急消防援助隊基本計画に基づき、宮城県が調整役となり、仙台市消防局を県隊長として宮城県隊が編成されます。当消防本部は、名取・岩沼・亶理消防本部を含めた、緊急消防援助隊仙南ブロックの部隊長として迅速に出動することとなります。御承知のとおり、緊急消防援助隊は、平成 7 年の阪神淡路大震災を契機に創設され、現在、全国の消防本部から約 4,500 隊が緊急消防援助隊として登録されており、当消防本部においても、消火隊・救助隊・救急隊・はしご隊・後方支援隊として、現在、8 隊 81 名を総務省消防庁に登録しており、全国緊急消防援助隊合同訓練や北海道、東北ブロック緊急消防援助隊合同訓練、宮城県緊急消防援助隊合同訓練等に積極的に参加し、救助技術及び連携活動の向上に努め、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などの緊急出動要請に対応できる体制を整備しているところであります。以上でございます。

○議長（海川正則君） 2 番佐藤英雄君。

○2 番（佐藤英雄君） はい。再質問させていただきます。災害がないことに越したことないわけですが、今の答弁では救命器具機材も整えてあると。いつでもできる体制が整っているという答弁でございます。24 年度の施政方針でこのようなことやるという、施政方針で打ち出してから、かれこれ 1 年 8 ヶ月位経つわけですが、もしそのような体制ができていのであれば、我々議員にもその始動体制のマニュアルみたいなもの、説明してもいいのかと思いますが、そこら辺はどうなんでしょう。今日、それを説明しろと言っても無理ですが、もしそういうマニュアルみたいなものがあるのであれば、次の説明会にでも出して、我々に説明して頂ければいいのかなと思っております。それでよろしいです、この次でも、よろしいですか。

2 点目、伺います。出動要請があれば、いつでも行けると。ここは宮城県隊として、その中の仙南ブロックの隊長として、出るというわけでございます。人数も登録してあるということでございますが、もしその人数が全部出動した場合、この当圏域内で災害があった場合、対応できるのかどうか。その辺もお尋ねしておきたいと思います。

○議長（海川正則君） 消防長。

○消防長（大松敏二君） はい。それでは、只今の佐藤英雄議員の御質問にお答えさせて

頂きます。先ずあの、マニュアルの説明でございますが、次の機会に説明させて頂きたいというふうに思っております。それからですね、この現在、当消防本部で8隊、81名を緊急消防援助隊として、国の方に登録しているわけでございますが、万が一ですね、今回のような東日本大震災ような災害があった場合、うちの方からどの位の人数が出動するかということでございますが、この位の規模ですと、おそらく3隊。人数にして10名程の出動になるかと思えます。その3隊っていうのは、先ず救助隊、それから救急隊、それから後方支援隊ということで3隊は出動することとなります。人数は10名前後となるかと思っております。それが、交替、交替で長期の応援ということになるわけでございます。だいたいこの、今回の東日本大震災を例に挙げますと、だいたい3日間の交替で、ずうっと何ヶ月か。2ヶ月、3ヶ月というふうな長期の応援体制になるかと思えます。それで、それからそのような人数を出した場合、この当地域のですね、災害対応は大丈夫なのかというような質問でございますけれども、先程、吉野議員の御質問にお答えいたしましたとおり、現在、各消防署においては8名から9名。それから出張所では5名。それから七ヶ宿だけは3名となっておりますけれども、この体制は堅持したいというふうに考えております。いかなる事があっても、この体制は守っていききたいというふうに考えております。しからば、この応援はどうなるのかということになりますけれども、やはり非番、明け番、それから週休者を対象に出動させなければならないというふうには思っております。そのために職員一人一人の、こういう大規模災害が起きれば、職員の負担が益々大きくなることは明白でございますので、先程も御説明いたしましたとおり、1日も早い時期にですね、この増員計画をお示ししたいというふうに考えておりますので、どうか御理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○2番(佐藤英雄君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 2番佐藤英雄君。

○2番(佐藤英雄君) はい。もう1度、質問させていただきます。先程の吉野議員の、消防長の答弁もあったんですが、消防の、消防隊の増員ということがあります。24年にも、24年の消防統計なんかを見ても、災害活動がずいぶん増えているように思われます。消防長の話しでは、年内にまとめたいというような話しがありました。市長も、失礼しました。理事長ですが、理事長もできるだけ早く定数にしたいという答弁が前の議会でも出ております。市長もできるだけ、レスキュー隊の育成などの強化、または定員の確保もすぐ実行する段階に来てると思うんですね。もう、これから、どうのじゃなくて。理事長の一声にも係っていると思いますので、理事長からも一言。できるだけ来年からやるというような話しが頂ければ、ありがたいと思います。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) はい、理事長。

○理事長(風間康静君) はい。お答えを申し上げます。先程、消防長がお話ししたとお

り、これには各市町の財政担当並びに消防の部分での会議があらうかと思ひます。その中で通つてきたら、やはり、当然、理事会の方に上がつてきて。それで理事全員でしっかりと検討して、前向きにいきたいというふうには考へております。以上でございます。

○議長（海川正則君） 以上で2番佐藤英雄君の一般質問を終わります。これをもって今定例会における一般質問を終結いたします。

日程第5 第17号議案 教育委員会委員の任命について

○議長（海川正則君） 日程第5、第17号議案、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。ここで暫時休憩し、議員全員協議会を開きます。議員の方々は、議員控室にお集まりください。暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（海川正則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第17号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。はい。第17号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員でありました齋藤功一氏より、平成25年7月31日をもって退職したい旨の申し出があり、教育委員会及び理事会において、これに同意いたしております。このため、当組合の教育委員に欠員が生じておりますので、新たに、蔵王町教育委員会教育長である佐藤茂廣氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同氏は、長らく学校教育に従事され、平成23年4月から蔵王町教育委員会教育長の職にありますが、社会教育・生涯教育の分野にも精通されており、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任の方と存じます。何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。只今、議題となっております17号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第17号議案は、これに同意することに決定いたしました。只今、教育委員会委員の任命に同意されました佐藤茂廣君から、挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。佐藤茂廣君。どうぞ。

○教育委員（佐藤茂廣君） 皆さん、おはようございます。蔵王町教育委員会の佐藤茂廣と申します。只今は、皆様方の同意を賜りまして、仙南地域広域行政事務組合教育委員会委員に御同意頂きましたこと、本当にありがとうございます。つきましては、今後、大変、委員として微力ではありますが、皆様の御指導頂きながら、誠実に、そして誠心誠意、一所懸命これから頑張っていきたいなあと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。今日はありがとうございます。

日程第6 第18号議案 仙南地域広域行政事務組合督促手数料及び延滞金徴収
条例の一部を改正する条例

○議長（海川正則君） 日程第6、第18号議案、仙南地域広域行政事務組合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長からの提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。はい。第18号議案、仙南地域広域行政事務組合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。平成25年3月30日に公布されました、地方税法の一部を改正する法律において、市税等に係る延滞金の割合を見直しされたことから、これに準じて当組合の表記条例を改正しようとするものであります。改正のポイントは4点程あり、各市町においても市税条例、町税条例あるいは延滞金条例等の改正がなされたと思いますが、その改正と同様の趣旨であります。詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤克也君） はい。それでは、第18号議案、組合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。前もって送付をさせて頂いておりました参考資料、これの1ページの方を、新旧対照表になっております。こちらの方をお願いいたします。3枚綴り程になっております参考資料でございます。

それでは、参考資料の1ページお願いいたします。只今、理事長の提案理由にもありましたように、各市町においても市税条例、町税条例、あるいは、場合によっては延滞金徴収条例の改正がなされたところもあると思いますが、その改正と同様の趣旨でございます。

改正のポイントについては、申し上げますと、第1点目、第2条において、督促手数料の額を50円から100円にするものです。これについては、各市町、既に実施済みとな

っております。

2点目、第3条において、延滞金の7.3パーセントを適用する期間の変更と、新たに第2項を設けて、日割り計算の基礎を365日と明確に定めるものでございます。

3点目、第4条で、延滞金計算の基礎となる未納金額の、金額の切り捨て額を1,000円から2,000円に引き上げるものです。又、第2項におきましては、確定金額の切り捨てについて、端数の単位を10円未満から100円未満に、延滞金の確定額の単位を10円未満から1,000円未満に引き上げるというふうなものでございます。

次に、次のページと跨がるようになりますが、附則としまして、延滞金の割合の特例規定を定め、当分の間の定めとして、第3条の規定に関わらず、原則的な延滞金の率は、特例基準割合のパーセントに、7.3パーセントを加えた率を用いるということになります。より具体的な数字で申し上げますと、延滞金については、現行14.6パーセントが9.3パーセントに、納期限経過後1ヶ月以内であれば、現行4.3パーセントが3.0パーセントになるものでございます。なお、この改正条例の施行日については、平成26年1月1日となるものでございます。以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第18号議案、仙南地域広域行政事務組合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立総員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第19号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第20号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（海川正則君） 日程第7、第19号議案、平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び第20号議案、平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。はい。第 19 号議案、平成 24 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び第 20 号議案、平成 24 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての 2 議案は、会計管理者より説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 倉繁会計管理者、登壇願います。

○会計管理者（倉繁敏行君） はい。理事長の命によりまして、平成 24 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計並びに特別会計につきまして、決算書によりまして、歳入歳出の款及び項と実質収支に関する調書について、説明をさせていただきます。決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

それでは、一般会計の歳入でございます。歳入済額を御覧頂きたいと思います。1 款、分担金及び負担金、35 億 1,000 万 2,720 円でございます。

2 款の使用料及び手数料、4 億 9,505 万 9,014 円で、予算現額と収入済額の比較は 3,834 万 6,014 円の増となりました。主な要因は、仙南リサイクルセンター、角田、大河原衛生センターの通常のごみ処理手数料と家庭ごみ処理手数料及び消防手数料が増となったものでございます。

次に 3 款、県支出金、992 万 1,287 円で、県の移譲事務交付金及び水槽付消防ポンプ自動車購入に係る市町村振興総合補助金でございます。

4 款、財産収入では 9,845 万 5,791 円で、2,576 万 8,791 円の増でございますが、仙南リサイクルセンターのペットボトル有償入札拠出金です。年度末に額が確定するため、予算措置ができないため増となったものでございます。

5 款、繰入金では 5,005 万円で、1,500 万円の減となりましたが、これはリサイクルセンター分のペットボトル有償入札拠出金の収入があったために、基金の取り崩しをしなかったものでございます。

6 款、繰越金では 3 億 9,874 万 2,006 円で、災害復旧に伴うあぶくま斎苑の搬入路面復旧工事及び消防救急無線施設設備災害復旧工事等に係る、震災復興特別交付金としての一般財源分、3 億 4,284 万 4,080 円を含むものでございます。

7 款、諸収入ですが 4,820 万 2,895 円で、主なものは亙理名取共立衛生処理組合のごみ処理料の負担金でございます。

8 款、組合債では 2 億 7,160 万円で、1 億 760 万円の減となりました。これは、蔵王及び川崎出張所の庁舎建設費に係る組合債について、未収入特定財源として、翌年度に収入されるものでございます。

9 款、国庫支出金、7 億 4,530 万 5,149 円で、3,426 万 1,851 円の減となったもので、これは蔵王出張所庁舎建設分について、資材調達等が困難なため、工期を延長したことにより、翌年度の未収入特定財源としたために減となったものでございます。

歳入合計として、56 億 2,733 万 8,862 円で、9,193 万 9,218 円の減となりました。主なものは組合債でございます。

次に、4 ページ、5 ページをお開き頂きたいと思います。

歳出でございます。支出済額を御覧頂きたいと思います。1 款、議会費は、2,066 万 653 円で、執行率は 98.5 パーセントです。

2 款、総務費につきましては、1 億 9,842 万 6,632 円でございます。

3 款、民生費ですが、7,602 万 6,785 円で、不用額に 243 万 5,215 円につきましては、介護認定審査会及び市町村審査会に係る総会及び審査会の欠席者分の報酬及び費用弁償が残ったものでございます。

次に 4 款、衛生費ですが、15 億 6,058 万 7,890 円で、不用額 1,987 万 1,110 円の主要因としましては、ごみ及びし尿の処理量が減少したため、薬品代、燃料費、光熱水費等で残額を生じたこと、及び仙南リサイクルセンターの委託料で可燃残渣物や廃プラスチックの運搬処理量が計画より少ないための残。また、有料ごみが計画より減少したことで、指定袋製造保管配送委託料で残となったものでございます。

次に 5 款、消防費ですが、21 億 6,465 万 1,560 円です。なお、蔵王出張所及び川崎出張所の庁舎建設において、東日本大震災の影響による人手不足や資材調達が困難であるため、工期を延長し、1 億 6,356 万 4,000 円を翌年度に繰り越すこととなりました。不用額 930 万円の主要因は、職員の被服購入、消防車等の車検整備手数料、委託料や備品購入費の発注残でございます。

6 款、教育費は、1 億 5,101 万 9,675 円で、執行率は 99.9 パーセントです。

7 款、公債費は、2 億 1,896 万 3,867 円でございます。

次に 9 款、災害復旧費、10 億 5,875 万 4,900 円で、不用額 318 万 3,600 円につきましては、消防救急無線施設災害復旧工事、1 号物件のうち雨塚山基地局の鉄塔について、電波障害のため高さを変更したことによるものでございます。

歳出合計としましては、支出済額 54 億 4,909 万 1,962 円で、翌年度繰越額 1 億 6,356 万 4,000 円となり、不用額 1 億 662 万 2,118 円で、執行率は 95.3 パーセントでございます。主な不用額は、予備費が 65.4 パーセント、残りが 34.6 パーセントでございます。

次に、実質収支に関する調書でございます。78 ページをお開き頂きたいと思います。

歳入総額 56 億 2,733 万 9,000 円、歳出総額 54 億 4,909 万 2,000 円、歳入歳出差引額 1 億 7,824 万 7,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、白石消防署蔵王出張所並びに大河原消防署川崎出張所の庁舎建設費について、翌年度までに工期を延長したことによる、一般財源分の繰越明許費額が 2,382 万 9,000 円ということで、実質収支額は 1 億 5,441 万 8,000 円となりました。このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定により基金繰入額を 8,180 万円、残りを次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、特別会計でございますが、80 ページ、81 ページをお開きください。

歳入でございます。歳入合計では、収入済額が1億4,574万2,233円で、91万5,233円の増となりました。主なものは使用料で、施設利用者の増加によるものでございます。

次に82ページ、83ページを御覧ください。

歳出でございます。1款、仙南芸術文化センター費では、支出済額1億3,375万7,710円で、執行率は98.5パーセントです。不用額205万6,290円の主な要因としましては、実行委員会の住民参加型事業の一部を縮小したことによる残と納付消費税額について、非課税対象の収入である補助金が、見込みより多かったための残でございます。

歳出合計は支出済額、災害復旧費を含めまして、1億3,900万7,710円でございます。不用額につきましては、予備費が64.7パーセント、残りは仙南芸術文化センター費分でございます。

次に実質収支に関する調書でございます。100ページを御覧ください。

歳入総額1億4,574万2,000円、歳出総額1億3,900万8,000円、歳入歳出差引額673万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額でございます。このうち、地方自治法第233条の2の規定によりまして、基金繰入額を350万円とし、残りについては次年度に繰り越すものでございます。以上で、平成24年度仙南地域広域行政事務組合決算、一般会計並びに特別会計の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（海川正則君） 提案理由の説明は終わりました。監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。佐藤代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（佐藤長壽郎君） はい。それでは、決算審査に対する意見を申し上げます。

地方自治法の規定により、審査いたしました一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計についてですが、数字的な詳細につきましては、只今、会計管理者から説明ありましたので、省略させていただきます。

審査の対象であります、平成24年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等、関係書類の提出、提示を求め、審査いたしました。

審査の結果、関係帳簿及び書類と符合した結果、計数は誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況につきましても、適正に運用されていると認めました。

しかし、仙南芸術文化センター特別会計の工事費の支払いの一部に、請求書受理後40日以内に支払わなければならないところを、それを超えて支払っているものが見受けられたことから、審査意見書にその旨、記載したところでございます。

このことにつきましては、今後、適正な処理をする旨の回答を頂いております。

なお、当組合にありましては、常に構成市町の現状、実態等を充分把握した上で、適切な事務処理と事務の合理化・効率化を図ると共に、更なる創意工夫を加えながら、最

少の経費で最大の効果を挙げられるよう努めて頂きたいと思います。以上、決算報告といたします。

○議長（海川正則君） 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 19 号議案、平成 24 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第 19 号議案は原案のとおり認定されました。

これより第 20 号議案、平成 24 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第 20 号議案は原案のとおり決定いたしました。

日程第 8 第 21 号議案 平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

第 22 号議案 平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（海川正則君） 日程第 8、第 21 号議案、平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）、及び第 22 号議案、平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。はい。第 21 号議案、平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）、及び第 22 号議案、平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 1 号）の 2 議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9,869 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 45 億 7,667 万 9,000 円にいたそうとするものであります。

先ず、歳出補正予算の性質別経費で申し上げますと、普通建設事業費で5,365万7,000円の追加、これは、白石消防署に配備する水槽付き消防ポンプ自動車の購入で、本来は平成26年度の更新予定でありましたが、消防緊急援助隊登録の関係から、本年度に限って充当率が高く、元利償還金に対して交付税が措置される有利な起債が適用されることから、更新計画を1年前倒しし、今年度で購入しようとするものです。

次に、物件費で310万円の追加、これは、先程の議案で御承認を賜りました、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正に伴い、滞納整理課のシステムプログラム変更委託料及び当組合に対して損害賠償を求める訴訟に対処するため、組合の代理人として弁護士を委任する委託料を追加し、その他、人件費として積立金で84万7,000円を追加するものであります。

一方歳入では、衛生施設整備基金からの繰入金で217万6,000円、前年度繰越金で4,591万8,000円、水槽付き消防ポンプ自動車の購入に充当する組合債で5,060万円をそれぞれ追加し、歳入歳出の調整を図るため、予備費に4,109万円を追加いたそうとするものであります。

その他、一般会計補正予算では、債務負担行為及び地方債の補正を行っております。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,857万円を追加し、予算の総額を1億4,285万5,000円といたそうとするものであります。

歳出補正で、心の復興事業をメインとした実行委員会負担金で1,703万6,000円を追加、この財源として財団法人地域創造からの助成金と文化庁からの補助金を充当し、その他、前年度繰越金153万4,000円を予備費に追加するものであります。

補正の詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部企画財政課長。

○企画財政課長（阿部和之君） はい。それでは、理事長の命によりまして、第21号議案、第22号議案について、詳細説明を申し上げます。10月の補正予算書により、大きく3点程、説明させて頂きたいと思っております。

先ず1点目ですが、補正予算書の14ページ、15ページお開き頂きたいと思っております。

4款の衛生費、1項2目の保健衛生総務費に、弁護士委任委託料217万6,000円を追加いたしております。これは、（仮称）仙南クリーンセンターに係る訴訟事件に要する弁護士委任委託料で、この内訳といたしましては、着手金が207万6,000円、旅費、日当等の実費分が10万円となっております。弁護士報酬の着手金の計算根拠といたしましては、事件の経済的な利益が3,000万円を超え、3億円以下の場合は、その価格の3パーセントに69万円を加え、消費税を加算した金額となっております。詳細につきましては、請求金額が4,290万ですので、その3パーセントの128万7,000円、それに69万円をプラスしま

して、消費税が9万9,000円、合計で207万6,000円となっているものでございます。なお、この財源といたしましては、歳入の6款、繰入金、衛生施設整備基金繰入金を充当することといたしております。

続きまして2点目ですけれども、16ページ、17ページお聞き頂きたいと思います。

5款、消防費、1項2目、消防施設費に、白石消防署の緊急援助隊に係る水槽付き消防ポンプ自動車購入費といたしまして、5,365万7,000円を追加いたしております。この財源といたしましては、予算書の10ページ、11ページお聞き頂きたいと思います。この財源といたしましては、9款、組合債、1項2目の消防債としまして、5,060万円を追加いたしております。これは今年度限りの緊急防災減災事業債を借り入れすることとしておりまして、対象経費を除く100パーセントが起債の対象となっております。後年度に公債費の元利償還金の70パーセントが交付税措置されるというものでございます。このため、補正予算書の5ページの方になりますけれども、第3表の地方債補正を行っております。消防施設整備事業といたしまして、補正前の限度額に5,060万円を追加しまして、限度額を2億3,800万円とするものでございます。

次に3点目です。4ページ御覧頂きたいと思います。今回の補正予算で、債務負担行為を2件、追加いたしております。歳出予算で訴訟事件に係る弁護士委任委託料を計上したわけでございますが、今後、発生する弁護士委任委託に伴う実費及び成功報酬に係る債務負担行為を設定いたしております。これにつきましては、弁護士の方から見積書を徴しておりまして、受任時に着手金と実費、終了時に勝訴額の5パーセントに消費税を加えた額という見積もり内容となっております。この内容で契約を締結したいと考えております。ただ、裁判が結審しませんでしたと勝訴額が確定いたしませんので、成功報酬の額も定まりませんので、文言での設定となっております。

次に、家庭ごみ有料化事業に係る有料指定袋製造保管配送委託料の債務負担行為を設定いたしております。年間、約720万枚の有料指定袋の製造保管配送委託に係る債務負担行為です。この限度額が1億9,353万円、今年度がゼロ債務で来年度からの3ヶ年の委託を行うもので、落札業者の準備期間を考慮いたしまして、10月補正で債務負担行為を設定するものでございます。なお、この財源といたしましては、全て家庭ごみ処理手数料収入で賄うものでございます。この他ににつきましては、理事長の提案理由のとおりでございますので、詳細説明を省略いたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 21 号議案、平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

これより第 22 号議案、平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第218回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
大変御苦勞様でございました。

午前 11 時 36 分 閉会